

①番号	②資料名	③頁数	④	⑤	⑥	⑦項目名	⑧質問	⑨回答
1	事業契約書（案）別紙3 様式集5-1-2 様式集5-1-3	53	第1	1,2	(3)	建設業務に係る保険	建設業務に係る保険（建設工事保険及び請負業者賠償責任保険）について、保険期間が「本施設の建設工事に着工した日から引渡日までの全期間」とされておりますが、建設工事業務、備品等調達業務及び遊具工事業務をそれぞれ別の選定企業へSPCから発注する際には、それぞれの工事期間に応じて保険を付保することでよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	事業契約書（案）別紙4 様式集5-1-2 様式集5-1-3	59		2	(4)	①支払方法	SPC関連費用が含まれる事業費Dは、四半期に一度の支払を受けることが出来るとされておりますので、事業契約締結後、令和6年度第3四半期を支払対象期間とした事業費を令和6年度第3四半期終了後に貴県に請求することができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	要求水準書 様式第5-1-2号 様式第5-1-3号	41	第7	2	(3)	利用料金について	要求水準書では「利用者が本施設の使用に係る料金として支払う利用料金は、条例等に基づき徴収し、事業者の収入とする。」とありますが、提案書提出様式では、利用料金の見込みをサービス対価に計上するようになっています。 これでは、利用料金を徴収する業務（①入館料②芝生広場利用料③各種プログラム・イベント等参加料④視察受入料）を行えば行う程、運営は難しくなります。 施設をより魅力的にするため多くのプログラム・イベントを行いたいと考えていますが、上記がネックとなり、開催回数に制限がかかります。利用料金見込みをサービス対価に計上することは、利用者・事業者双方にとってデメリットになりますので、利用料金の見込みをサービス対価に計上しないこととなりますがよろしいでしょうか。	入札説明書に示すとおり、県は、本施設を地方自治法第244条第1項の規定による公の施設とし、事業者を本施設の指定管理者として指定する予定です。 また、本施設では利用料金制を導入します。この場合、施設利用者等から收受する利用料金は、指定管理者の収入となります。指定管理者は、施設利用者から收受する利用料金収入と県が支払う維持管理・運営業務に係るサービス対価（以下「サービス対価」という。）によって施設を維持管理・運営することとなります。 したがって、サービス対価は維持管理・運営業務に要する経費から利用料金収入の見込額を差し引いた額となります。様式5-1-2では、4 運営業務・維持管理業務の⑩がサービス対価に該当します。 なお、維持管理・運営業務期間中に、実際の経費や利用料金収入が見込みより増減した場合も、原則としてサービス対価の増減は行いません。（不可抗力や物価変動など事業契約書に定める場合を除きます。） 以上を踏まえ、提案する事業内容に応じた経費及び利用料金収入の見込額を提案してください。